

福生市ホームページバナー広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福生市（以下「市」という。）が市ホームページ（福生市ホームページの管理及び運用に関する要綱（平成18年要綱第29号）第2条第1号に規定する市ホームページをいう。以下同じ。）にバナー広告（市ホームページ上に掲載した広告画像で、指定したホームページにリンクさせることができるものをいう。以下「広告」という。）を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載できる広告の種類及び範囲)

第2条 市ホームページに掲載できる広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 市の広報媒体としての公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
- (4) 消費者金融、債権回収等に関するもの
- (5) 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容のもの
- (6) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (7) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (8) 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が市ホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの

2 前項の規定は、広告からのリンク先として、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が指定したホームページ（以下「広告主のホームページ」という。）及び広告主のホームページにおいてリンクしているものの内容についても適用する。

(広告の掲載順位)

第3条 掲載する広告の順位は、次の表のとおりとする。

順位	区分
1	公益社団法人又は公益財団法人及びそれに類するものの広告
2	私企業のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するものの広告
3	上位2位に掲げるもの以外の私企業及び自営業者で、市内に事業所等を有するものの広告
4	その他掲載する広告として妥当であると市長が認めるもの

(広告の掲載場所等)

第4条 広告の掲載場所は、市ホームページのトップページとし、当該トップページ内での位置は、市長が指定するものとする。

2 広告の掲載枠数は、10枠とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 天地50ピクセル
- (2) 左右180ピクセル
- (3) 10キロバイト以内
- (4) G I F形式（G I Fアニメ不可）
- (5) 静止画

2 前項に定めるもののほか、広告の画像を点滅させること（部分的なものも含む。）は、認めな

いものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、継続的に複数月の掲載も可能とする。

2 前項に規定する掲載可能期間は、年度内において最長12月とする。

3 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載を開始し、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、1枠につき、月額20,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の広告を3月以上12月以下の間、継続して掲載する場合の広告の掲載料は、次の表のとおりとする。

掲載期間	月額掲載料
3月～5月	19,000円
6月～11月	18,000円
12月	16,000円

(広告の掲載の募集)

第8条 広告の掲載の募集は、市ホームページ及び広報ふっさにより行うものとする。

(広告掲載の申込み、決定及び掲載料の納入)

第9条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、福生市ホームページ広告掲載申込書(別記様式第1号)に広告原稿を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に掲げる書類の内容、広告のデザイン、色彩等について、不相当と認める部分があるときは、当該申込者にその部分の修正を求めることができる。

3 広告原稿の内容及び作成費用は、申込者の責任及び負担とする。

4 市長は、第1項に規定する申込みがあった場合は、次条に規定する福生市広告選定委員会による広告掲載の適否の審査を経て、掲載することを決定したときは福生市ホームページ広告掲載決定通知書(別記様式第2号)により、掲載しないことを決定したときは福生市ホームページ広告非掲載決定通知書(別記様式第3号)により、当該申込者に通知するものとする。

5 広告掲載が相当と認める申込みが、第4条に規定する広告掲載数を超える場合には、第3条に規定する順位により広告掲載をするものとする。ただし、同一条件で広告掲載数を超える場合は、抽選により広告掲載するものとする。

6 第4項の規定により広告掲載が決定した者は、掲載予定月分の掲載料について、市長が指定する期日までに納入しなければならない。

(広告選定委員会)

第10条 市長は、前条第4項に規定する決定の審査を行うため、福生市広告選定委員会(以下「広告選定委員会」という。)を置く。

2 広告選定委員会は、次の表に掲げる職にある者をもって組織する。

企画財政部長 秘書広報課長 財政課長 総務課長 総合窓口課長 シティセールス 推進課長 社会福祉課長 まちづくり計画課長 教育総務課長

3 広告選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画財政部長をもって充て、副委員長は企画財政部秘書広報課長をもって充てる。

4 広告選定委員会の庶務は、企画財政部秘書広報課において処理する。

(広告の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 掲載料を指定期日までに納入しなかったとき。

- (2) 広告原稿を指定期日までに提出しなかったとき。
 - (3) 広告主のホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条の規定に反する状態に至っていると判断したとき。
 - (4) 広告主の反社会的行為又は非社会的行為等広告主に関する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適当であると判断したとき。
 - (5) 当該広告を掲載することで、市ホームページの公共性を害するおそれが生じたとき。
- (広告主の届出義務)

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、福生市ホームページ広告掲載内容等変更・中止届（別記様式第4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき。
 - (2) 広告を差し替えるとき。
 - (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
 - (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。
 - (5) 前各号に規定するもののほか、福生市ホームページ広告掲載申込書の記載内容に変更があったとき。
- (掲載料の還付等)

第13条 広告の掲載期間中、市の都合により市ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その時間に応じ、次の表のとおり掲載料を還付するものとする。ただし、システムメンテナンスに要した閉鎖時間は、除くものとする。

閉鎖時間	還付する金額
12時間以上24時間以内	700円
以降24時間ごと	700円

2 広告掲載後、広告主の責めに帰すべき理由により広告の掲載が中止になったときは、既納の掲載料は還付しないものとする。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、未掲載月分の掲載料について還付することができる。

3 広告主は、広告の掲載後、その責めに帰すべき理由により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。